

広島県水道広域連合企業団管理規程第5号

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程を次のように定める。

令和4年12月1日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団の職員の人事異動に関して統一的取扱方法を定め、もって人事記録の管理に資することを目的とする。

(人事異動の種類)

第2条 人事異動の種類は、別表異動の種類欄に掲げる通りとする。

(人事異動通知書)

第3条 企業長は、職員について人事異動(以下「異動」という。)を行う場合においては、別記様式第1号による人事異動通知書(以下「通知書」という。)を作成しなければならない。

2 通知書には異動の種類に応じ、別表異動用語欄に掲げる異動用語を用いなければならない。

3 通知書は、異動に係る職員ごと作成し、辞令書として当該職員に交付し、人事記録に用いるものとする。

(人事異動連記通知書)

第4条 組織若しくは職の名称の変更又は定期昇給等に伴い、一時に多数の職員について同種の異動を行う場合においては、別記様式第2号による人事異動連記通知書をもつて職員ごとに作成すべき通知書に代えることができる。この場合においては、その回覧又は公示をもって当該職員に対する通知書の交付に代えるものとする。

(補則)

第5条 企業長は、職員の異動の取扱に関してこの規程により難い事情があるときは、別の取扱をすることができる。

(委任規定)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、職員の異動の取扱に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

異動の種類		異動用語
種類	意味	
1 採用	現に職員の職についていない者を新たに職員に任命する場合（出向により任命権者を異にする他の機関から移動してきた職員をその職員に任命する場合を含む。）をいう。	〇〇に採用する 〇〇に採用する （期間は〇〇までとする）
2 併任	他の任命権者に属する職員をその職にあるままで職員に任命する場合をいう。	〇〇に併任する
3 兼職	一つ又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に他の職につける場合をいう。 1 組織上の地位が本職と同位の欠員の職を兼職させる場合 2 組織上の地位が本職より下位の欠員の職を兼職させる場合 3 組織上の職以外の職を兼職させる場合 4 他の勤務場所に兼職させる場合	〇〇を兼職させる
4 事務代行	一つ又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に組織上の他の職の事務を代行させる場合をいう。 1 組織上の地位が本職と同位にある職の事務を代行させる場合（代行される同位の職にある職員に事故のある場合） 2 組織上の地位が本職より上位にある職の事務を代行させる場合 3 組織上の地位が本職より下位にある職の事務を代行させる場合（代行される下位の職にある職員に事故のある場合）	〇〇の事務を代行させる
5 事務従事	一つ又はそれ以上の職にある職員をそ	〇〇の事務に従事させる

	の職にあるままで更に他の特定の事務に従事させる場合をいう。	
6 配置換	職員に勤務場所の変更その他その職務の担当の変更を命ずる場合をいう。	〇〇に配置換する
7 駐在	職員をその勤務場所以外の場所に常時駐在させ、若しくは駐在を変更し又は駐在を解除して勤務場所に復帰させる場合をいう。	〇〇に駐在させる 〇〇に駐在を変更する 駐在を解除する
8 名称変更	法令その他の規定の改廃により、その職員の占めている職の名称又はその職員の属している組織の名称を変更する場合をいう。	〇〇は〇〇に名称変更する（〇〇（根拠法令等の名称）の施行による）
9 昇任	職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命する場合をいう。	〇〇に昇任させる
10 降任	職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命する場合をいう。	〇〇に降任させる
11 昇格	同一の職員の職の中で職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更する場合をいう。	〇級に昇格させる
12 専従許可	地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第六条第一項ただし書の規定によって職員団体の業務に役員としてもっぱら従事するための許可を与える場合をいう。	専従を許可する（期間は〇〇から〇〇までとする）
13 専従許可更新	地公労法第6条第1項ただし書の規定によって職員団体の業務に役員としてもっぱら従事するための許可の有効期間を更新する場合をいう。	専従許可の期間を更新する（期間は〇〇までとする）
14 戒告	地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による懲戒処分として戒告する場合をいう。	戒告する

15減給	法第29条第1項の規定による懲戒処分として減給する場合をいう。	減給する（減給額は〇〇、期間は〇〇までとする。）
16停職	法第29条第1項の規定による懲戒処分として停職にする場合をいう。	停職にする（期間は〇〇までとする）
17療養	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定により就業を禁止する場合をいう。	療養させる（期間は〇〇までとする）
18療養更新	労働安全衛生法第68条の規定により就業を禁止する期間を更新又は延期する場合をいう。	療養の期間を更新（延期）する（期間は〇〇までとする）
19休職	法第28条第2項の規定によって休職する場合をいう。	休職にする（期間は〇〇までとする）
20休職更新	法第28条第2項の規定による休職の期間を更新又は延期する場合をいう。	休職の期間を更新（延期）する（期間は〇〇までとする）
21育児休業承認	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第3項の規定により育児休業を承認する場合をいう。	育児休業を承認する（期間は〇〇から〇〇までとする）
22育児休業期間延長	育児休業法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定により育児休業の期間を延長する場合をいう。	育児休業の期間を延長する（期間は〇〇までとする）
23育児短時間勤務承認	育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務を承認する場合をいう。	育児短時間勤務を承認する（期間は〇〇から〇〇までとする）
24育児短時間勤務期間延長	育児休業法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間を延長する場合をいう。	育児短時間勤務の期間を延長する（期間は〇〇までとする）
25職務復帰	療養等によって職務に従事していない職員（休職中の職員を除く。）、育児休業法第2条第3項の規定により育児休業の承認を受けた職員を職務に復帰	職務に復帰させる 職務に復帰した

	させる場合又は当該職員が職務に復帰した場合をいう。	
26育児短時間勤務 終了	育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員の育児短時間勤務の期間が満了した場合又は当該職員の育児短時間勤務を期間満了前に終了させる場合をいう。	育児短時間勤務を終了した 育児短時間勤務を終了させる
27復職	法第28条第2項の規定により休職している職員を復職させる場合をいう。	復職させる
28兼職解除	兼職中の職員の兼ねている職を解除する場合をいう。	〇〇の兼職を解除する
29併任解除	併任中の職員の併任している職を解除する場合をいう。	〇〇の併任を解除する
30事務代行解除	事務代行中の職員の事務代行している職を解除する場合をいう。	〇〇の事務代行を解除する
31事務従事解除	事務従事中の職員の事務従事を解除する場合をいう。	〇〇の事務従事を解除する
32専従許可取消	地公労法第六条第一項ただし書の規定によって職員団体の業務に役員としてもっぱら従事するための許可を取り消す場合をいう。	専従許可を取り消す
33育児休業承認取消	育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合をいう。	育児休業の承認を取り消す
34育児短時間勤務承認取消	育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合をいう。	育児短時間勤務の承認を取り消す
35出向	職員としての身分を中断することなく任命権者を異にする他の機関へ異動させる場合をいう。	〇〇へ出向させる
36辞職	職員の意に基づいて職を退かせる場合をいう。	辞職を承認する
37退職	死亡、任用期間の満了によって職を退く場合をいう。	退職した（理由は〇〇による）
	条件付採用期間中の職員をその任用期	退職させる

	間満了前に退職させる場合をいう。	
38免職	法第28条第1項の規定によって職員 の意に反して免職する場合をいう。	免職する
39懲戒免職	法第29条第1項の規定による懲戒処分 として免職する場合をいう。	懲戒免職する
40失職	法第28条第4項の規定又はその他の法 令の規定によって当然に職を失う場合 をいう。	失職した（理由は〇〇該 当による）

別記様式第1号（第3条関係）

人事異動通知書(No. ー)

(氏名)	(給料) 職() 級 号給 (特に 円)
(現職)	
(異動内容)	
(備考)	
年 月 日	
任命権者	

()

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

